◆第1部◆

出入国管理行政とは
～すべての人の出入国の公正な管理～

第1章　入国管理局の役割

入国管理局は，国際化の時代の中で，様々な国・地域から多様な目的をもって来日する外国人の入国・在留がスムーズに行われるようにすることを通じて，健全な国際交流推進の一翼を担いつつ，同時に日本社会の秩序が保たれるよう，どのような外国人であれば入国・在留を認め，どのような外国人であればそれらを認めないかを見極める重要な役割を果たしている。また，既に国内にいる好ましくない外国人を法令に基づいて強制的に国外に退去させることによって，日本国民の安全や利益を守るという任務も担っている。

第２章　我が国の出入国管理制度

第1節　目的と根拠法令

入管法は，その第１条において，「本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とする。」と規定している。

この「出入国の公正な管理」とは，外国人の円滑な受入れと好ましくない外国人の確実な排除をバランスよく適正に実現させることを意味するものであり，この目的を達成するため，入管法は在留資格制度を整備し，高度な専門技術を有する外国人等を円滑に受け入れることとする一方で，退去強制手続を整備し，我が国で犯罪を犯す外国人等に対しては厳正に対処することとしている。また，難民認定制度については，昭和56年に我が国が難民条約に加入したことに伴い，出入国管理行政に含まれることとなったものである。

その他入管法関連の主要な法令としては，特別永住者に関する入管法の特則を定めた入管特例法，市町村における法定受託事務等を定めた入管法施行令・入管特例法施行令，入管法・入管特例法の実施に関する手続等を具体化した入管法施行規則・入管特例法施行規則，我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して定められる「出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令」（以下「基準省令」という。）などがある。

第２節　すべての人の出入（帰）国審査手続

❶　外国人の出入国手続（注1）

日本国籍を有しない外国人（無国籍者を含む。）が我が国に入国する場合，有効な旅券で，原則として海外にある日本国大使館等で取得した査証（ビザ）（注２）を受けたものを所持した上で，出入国港（注３）において，入国審査官に対し上陸の申請をして，上陸許可の証印を受けなければならない。また，我が国から出国する場合は，出国の確認を受けなければならない。

上陸審査の結果，旅券や査証が偽変造されたものであるなど有効とはいえない場合，我が国において行う予定であると申請された活動が虚偽であると認められる場合，過去に麻薬等の犯罪で刑に処せられたことがあるなど入管法（第５条）に列挙された上陸拒否事由に該当する場合などは，我が国への上陸を拒否される。この上陸拒否事由は，日本国にとって好ましくない外国人の入国・在留を禁止する目的で定められたものである。

このような一般的な外国人の出入国手続のほか，入管法は，特例上陸許可（注４）という簡易な上陸許可制度を定めている。

（注１）　外国人が我が国の「領海又は領空に入ること」を入国，我が国の「領土内に足を踏み入れること」を上陸という。

したがって，出入国港において，いわゆる「入国審査」の結果，外国人に与えられる入国・在留のための許可のことを入管法上は「上陸許可」という。

外国と国境を接している国では，入国とは外国人が国境を越えて領土内に入ることであり，これに加えて，上陸という概念を区別する必要はない。しかしながら，四方を海に囲まれた我が国においては，両者を区別して用いている。

（注２）　本邦に上陸しようとする外国人の申請に基づき，日本国領事官等が一定の条件の下に，旅券の所持人が正当な理由と資格があって旅行するものであることを，所定の形式により当該旅券上に証明するものをいう。

（注３）　外国人が出入国できる特定の港又は飛行場（入管法第２条第８号）をいう。入管法施行規則において具体的な出入国港を規定しており，平成26年４月１日現在，港は126，飛行場は30となっている。

（注４）　特例上陸許可については，本節４参照。

❷ 外国人の入国（上陸）審査手続（注1）

我が国における外国人の上陸審査手続においては，外国人が上陸のための条件に適合していることを自ら十分に主張・立証する機会が与えられており，その審査が慎重に行われるよう，三審制の仕組みとなっている。

（1）入国（上陸）審査（図1）

入国審査官は，外国人から上陸の申請があり，当該外国人（特別永住者等を除く。）が個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供義務を履行（入管法第６条第３項）したときは，当該外国人が我が国に上陸するための条件（①有効な旅券を所持すること，②査証が免除されている場合を除き，当該旅券に有効な査証を受けていること，③我が国において行う予定であると申請された活動が虚偽のものでなく，入管法別表に掲げる在留資格のいずれかに該当し，かつ，一部の在留資格については基準省令で定める上陸許可基準に適合すること，④申請された在留期間が法務省令の規定に適合すること，⑤上陸拒否事由に該当しないこと）（入管法第７条第１項）に適合するかを審査し，上陸条件に適合していると認定したときは，在留資格・在留期間を決定し，その所持する旅券に上陸許可の証印を行うこととなる。

この上陸審査時における個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供については，平成18年の入管法改正により義務付けられたものである（19年11月20日施行）。

（2）口頭審理

上陸の申請を行った外国人が，出入国港において入国審査官による上陸の審査を受けた結果，上陸のための条件に適合していると認定されなかった場合には，特別審理官（注２）に引き渡されて，口頭審理を受けることになる（入管法第９条第５項，第10条第１項）。

口頭審理の結果，特別審理官により上陸のための条件に適合すると認定された外国人は，直ちに上陸が許可される（入管法第10条第８項）。

（3）異議の申出

他方，上陸のための条件に適合しないと認定された外国人は，これに服するか，あるいは不服を申し立てるかいずれかを選択することになる。前者の場合は我が国からの退去を命ぜられるが，後者の場合は認定後３日以内に法務大臣に異議の申出を行うことができる（入管法第10条第10項，第11条第１項）。

法務大臣は，特別審理官により上陸条件に適合しないと認定された外国人から異議の申出があったときは，その異議の申出に理由があるかどうか，すなわち，当該外国人が上陸条件に適合しているか否かを裁決する。当該外国人は，異議の申出に対して「理由あり」の裁決があった場合は直ちに上陸を許可されるが，「理由なし」の裁決があった場合は本邦からの退去を命ぜられ（入管法第11条第３，４，６項），退去を命ぜられた外国人が遅滞なく本邦から退去しない場合には，退去強制手続が執られることになる。

なお，法務大臣は，異議の申出に「理由がない」と認める場合でも，再入国の許可を受けているとき，人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入ったものであるとき又

（注１）　入国審査官による「入国（上陸）審査」と口頭審理以降の「上陸審判」とを併せて広い意味での入国（上陸）審査手続と呼んでいる。

なお，個人識別情報を提供しない者については，法務大臣の裁決の手続はない。

（注２）　入国審査官のうち，上陸審査手続及び退去強制手続における口頭審理を担当させるため，法務大臣が指定した者をいう。

はその他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは，その外国人の上陸を特別に許可することができる（入管法第12条。いわゆる上陸特別許可。）。

図１　上陸審査の流れ

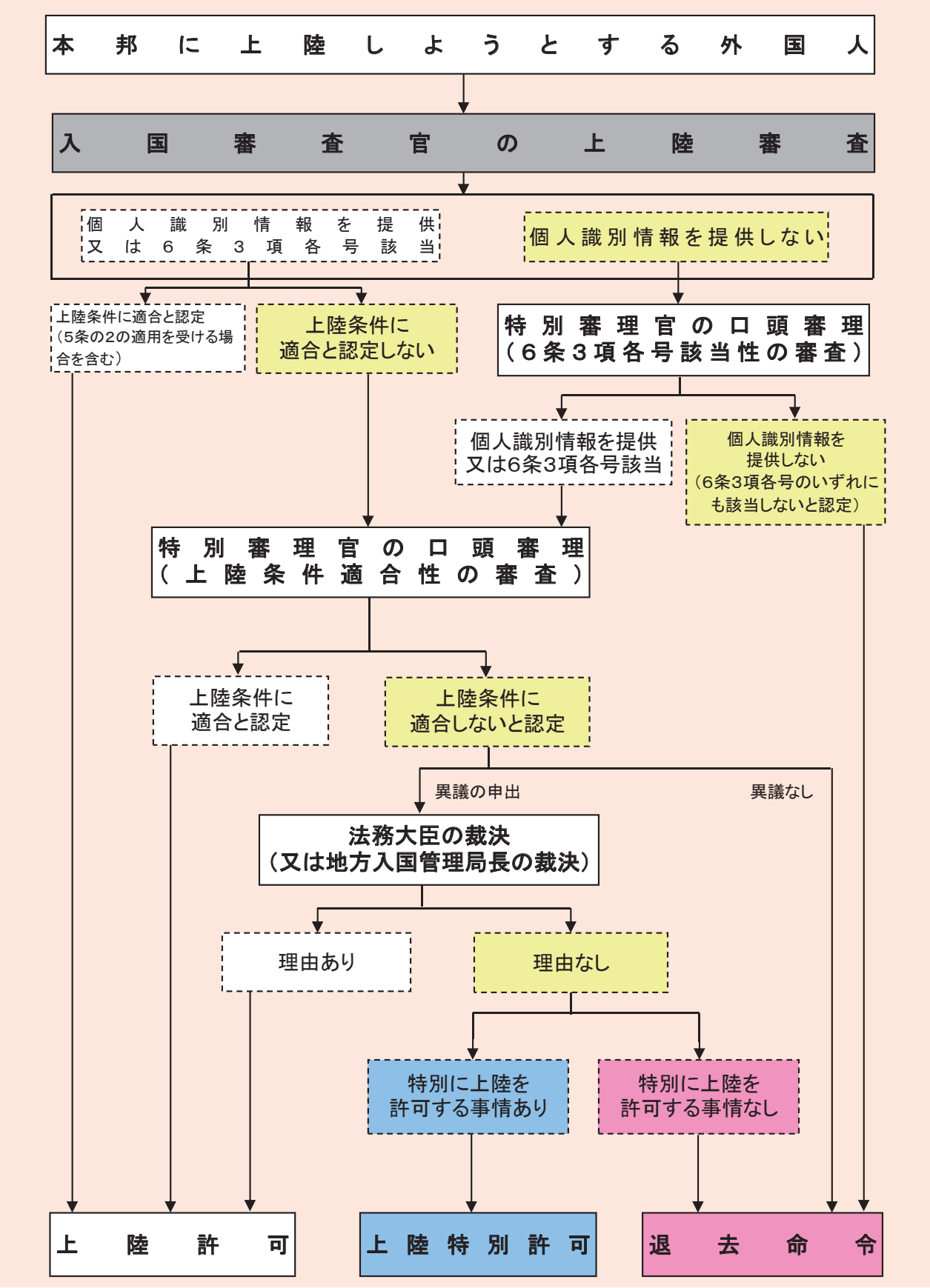

❸　入国・事前審査

（1）査証事前協議

査証の発給は外務省の所掌事務であるが，有効な査証を所持することが上陸のための条件の１つとされていることから，査証の発給は出入国管理行政と密接な関係にある。

そのため，査証事務を所管する外務省と出入国管理を所管する法務省との間では，外国人の入国に関する連絡調整が図られており，個々の査証発給案件について，必要に応じて外務省から法務省に協議が行われている。この協議を受けた法務省は，提出された書類を検討するほか，国内の受入機関の関係者から事情を聴取することなどによって，外国人が行おうとする活動が入管法別表に掲げる在留資格に該当するかどうか，加えて，一定の活動を行おうとする外国人については，法務省令で定める上陸許可基準に適合するかどうかについて審査し，査証を発給することが適当か否かに関する法務省意見を外務省に回答している（図２の１）。

（2）在留資格認定証明書

外国人は，原則として来日前に海外にある日本国大使館等で査証の発給を受けなければならないが，「短期滞在」の在留資格に関するものなど在外公館限りで査証が発給されるものを除いては，海外で受理した査証申請書類が我が国へ送付され，国内で審査の上，査証を発給してもよいとの意見が回付されなければ査証が発給されないため，申請から査証発給までに相当の日数を要するのが通例である。

そこで，入国審査手続の簡易・迅速化を目的とした在留資格認定証明書制度が設けられた。この制度は，平成２年施行の改正入管法により導入したものであり，「短期滞在」及び「永住者」を除く在留資格で，外国人本人又はその代理人からあらかじめ日本国内で申請がなされた場合に，その外国人に在留資格の該当性があるか，また，一定の活動を行おうとする外国人については上陸許可基準への適合性が認められるかなど，事前に審査を行い，在留資格該当性及び基準適合性があると認めるときはその旨の証明書を交付し，その外国人はこれを提示又は提出することによって速やかに査証発給及び上陸許可を受けることができるというものである。

この制度では，査証事前協議制度と異なり，すべての事前審査の手続を日本国内で行うことから，書類の送付等に要する時間が大幅に省略され，手続が迅速に行われることとなる（図２の２）。

図２　査証事前協議・在留資格認定証明書交付申請の手続の流れ

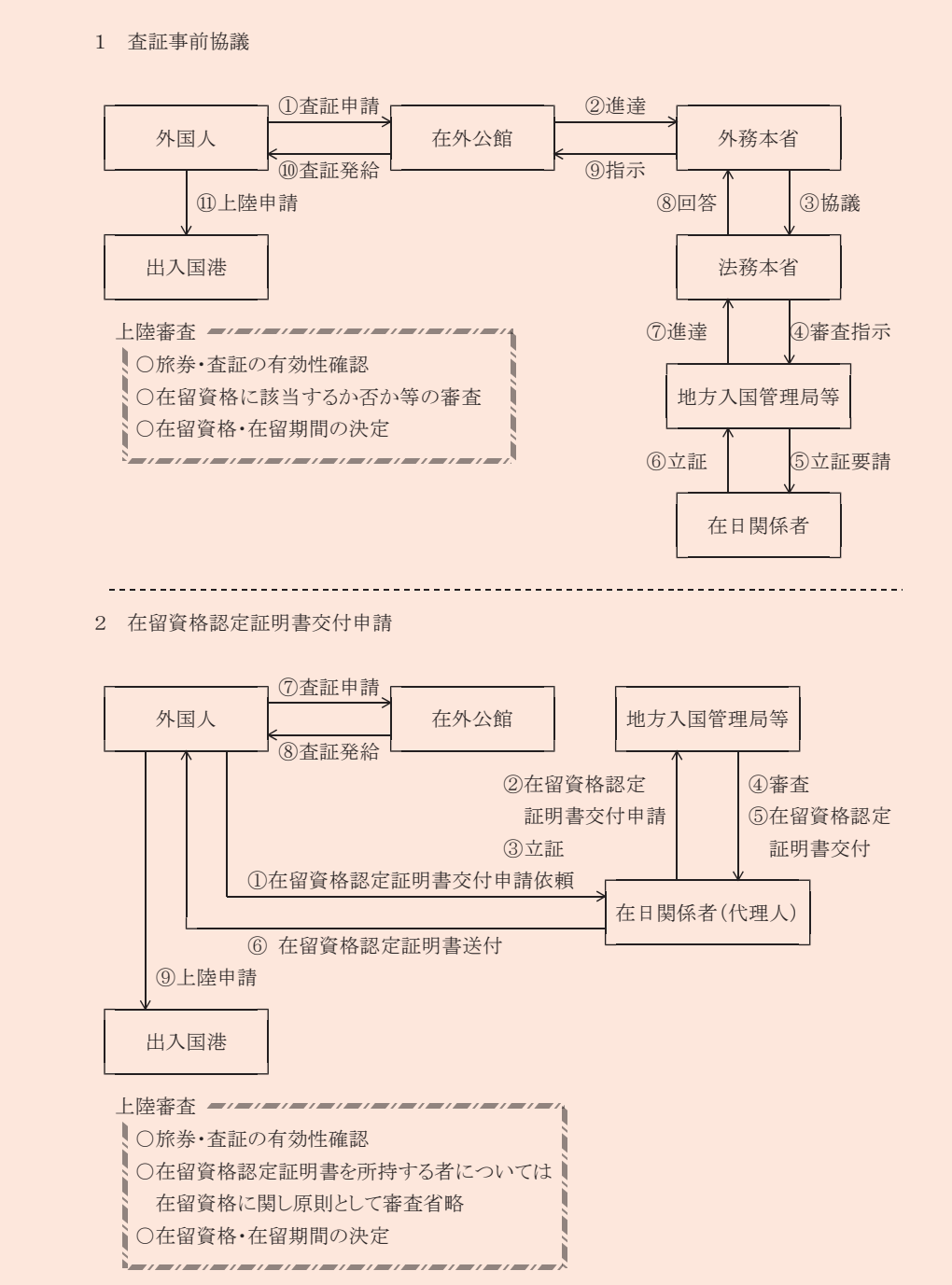

❹ 特例上陸許可（注）

外国人は，旅券及び査証を有していることに加えて，在留資格に関する上陸のための条件に適合し，在留資格を決定されて我が国に上陸することが原則であるが，特例上陸の許可は，この原則に対する例外として，船舶・航空機の外国人乗員や外国人乗客等に対し，一定の条件を満たす場合に，簡易な手続により一時的な上陸を認めるものである。その目的はいずれも，我が国における滞在が短期間（又は短時間）である外国人に対し，上陸手続の簡素化を図るためのものである。ただし，簡素な手続で適正な滞在を確保することの担保として，上陸時間や行動の範囲などに関して，必要な制限が課される。

（注）　一時庇護のための上陸の許可については，後記第６節４参照。

（1）寄港地上陸の許可（入管法第 14 条，入管法施行規則第 13 条）

船舶等を乗り継いで他国へ行く外国人客の利便を図るものである。我が国を経由して他の外国へ行こうとする外国人が，乗り継ぎの際，買い物や休養等のために寄港地（空港又は海港）の近くに一時的に上陸する場合に，72時間の範囲内で与えられる。我が国が最終目的地であって経由地でない場合には，この許可の対象にはならない。

（2）通過上陸の許可（入管法第 15 条，入管法施行規則第 14 条）

船舶等の乗客の利便を図るものである。我が国の２つ以上の出入国港に寄港する船舶に乗っている外国人が，１つの寄港地で上陸し陸路で移動しながら観光した後，他の出入国港で同じ船舶に帰船して出港する場合，あるいは我が国を経由して他の国へ行こうとする外国人乗客が，乗ってきた船舶・航空機の寄港地で上陸し，その周辺の他の出入国港から他の船舶・航空機で出国する場合に，それぞれ15日又は３日の範囲内で与えられる。

（3）乗員上陸の許可（入管法第 16 条，入管法施行規則第 15 条，第 15 条の2）

船舶等の外国人乗員の利便性を図るものである。船舶等に乗っている外国人乗員が，乗り換えや休養等の目的で寄港地に一時的に上陸する場合に，７日又は15日の範囲内で与えられる。

また，頻繁に我が国の出入国港から上陸する外国人乗員のためには，数次乗員上陸許可の制度も設けられている。

（4）緊急上陸の許可（入管法第 17 条，入管法施行規則第 16 条）

船舶等に乗っている外国人乗客及び乗員の緊急事態に迅速に対処するためのものである。これら外国人が，病気，負傷等身体上の事故の治療等を受けるために上陸する必要がある場合に，その事由がなくなるまでの期間与えられる。

（5）遭難による上陸の許可（入管法第 18 条，入管法施行規則第 17 条）

船舶等の遭難に迅速に対処するためのものである。船舶等の遭難，不時着等により，これらに乗っていた外国人の救護その他の緊急の必要がある場合に30日の範囲内で与えられる。

❺　日本人の出帰国手続

出入国管理行政の主な役割は，外国人の出入国の管理であるが，同時にすべての人の国境を越える動きを把握する役割をも担っていることから，入管法は，日本人の出帰国手続に関しても定めている。

日本人が国外へ出国する場合，出入国港において，入国審査官から出国の確認を受け，また，帰国した場合は，入国審査官から帰国の確認を受けなければならないこととなっている。

第３節　外国人の在留審査

❶　在留資格制度

我が国に入国・在留する外国人は，原則として，入管法に定める在留資格のいずれかを有する必要がある。この在留資格は，多岐にわたる外国人の活動等をあらかじめ類型化し，どのような活動等であれば入国・在留が可能であるかを明らかにしているものである。このような仕組みを在留資格制度と呼び，我が国の出入国管理行政の基本となっている（表１）。

在留資格は，次のように大別できる。

ア　その外国人が我が国で行う活動に着目して分類された在留資格（入管法別表第一の上欄の在留資格（活動資格））

イ　その外国人の身分や地位に着目して分類された在留資格（入管法別表第二の上欄の在留資格（居住資格））

前者は，その外国人が「何をするか」がポイントであり，後者は，その外国人が「どのような身分であるか」がポイントであるといえる。

また，我が国は，専門的な技術，技能又は知識を活かして職業活動に従事する外国人の入国・在留は認めるが，これら以外の外国人労働者（いわゆる単純労働の分野で働く外国人）の入国・在留を認めないこととしているので，上記アについて，就労活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動）ができるものと，原則として就労活動が認められないものに分類できる。なお，上記イは就労を目的とする在留資格ではないが，その活動に制限がないことから，就労活動に従事することも可能である。

さらに，在留資格のうち，活動内容からみて我が国の産業及び国民生活に影響を与えるおそれのあるものについては，基準省令で定める上陸許可基準に適合しなければ，我が国への上陸が認められないこととなる。

表１　在留資格一覧表

別表第一「活動資格」
一の表（就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員，条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使，公使，総領事，代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員，国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	５年，３年，１年，３月，30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究，研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	５年，３年，１年又は３月
芸術	収入を伴う音楽，美術，文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家，画家，著述家等	５年，３年，１年又は３月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	５年，３年，１年又は３月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者，カメラマン	５年，３年，１年又は３月

二の表（就労資格，上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）	外資系企業等の経営者・管理者	５年，３年，１年又は３月
法律・会計業務	外国法事務弁護士，外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士，公認会計士等	５年，３年，１年又は３月
医療	医師，歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師，歯科医師，看護師	５年，３年，１年又は３月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者	５年，３年，１年又は３月
教育	本邦の小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	５年，３年，１年又は３月
技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学，工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（この表の教授の項，投資・経営の項，医療の項から教育の項まで，企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者	５年，３年，１年又は３月
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学，経済学，社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授の項，芸術の項，報道の項，投資・経営の項から教育の項まで，企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。）	通訳，デザイナー，私企業の語学教師等	５年，３年，１年又は３月
企業内転勤	本邦に本店，支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	５年，３年，１年又は３月
興行	演劇，演芸，演奏，スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の投資・経営の項に掲げる活動を除く。）	俳優，歌手，ダンサー，プロスポーツ選手等	３年，１年，６月，３月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師，スポーツ指導者，航空機の操縦者，貴金属等の加工職人等	５年，３年，１年又は３月
技能実習	１号 イ　本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む） ロ　法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき，当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動 ２号 イ　１号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が，当該技能等に習熟するため，法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動 ロ　１号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が，当該技能等に習熟するため，法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。）	技能実習生	１年，６月又は法務大臣が個々に指定する期間（１年を超えない範囲）

三の表（非就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（この表の留学の項及び研修の項に掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等	３年，１年，６月又は３月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光，保養，スポーツ，親族の訪問，見学，講習又は会合への参加，業務連絡その他これらに類似する活動	観光客，会議参加者等	90 日，30 日又は 15 日以内の日を単位とする期間

四の表（非就労資格，上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学，高等専門学校，高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部，専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学，短期大学，高等専門学校及び高等学校等の学生	４年３月，４年，３年３月，３年，２年３月，２年，１年３月，１年，６月又は３月
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術，技能又は知識の修得をする活動（この表の技能実習１号及び留学の項に掲げる活動を除く。）	研修生	１年，６月又は３月
家族滞在	この表の教授から文化活動までの在留資格をもって在留する者（技能実習を除く。）又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	５年，４年３月，４年，３年３月，３年，２年３月，２年，１年３月，１年，６月又は３月

五の表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	ポイント制による高度人材，高度研究者，外交官等の家事使用人，ワーキング・ホリデー，経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	５年，４年，３年，２年，１年，６月，３月又は法務大臣が個々に指定する期間（５年を超えない範囲）

別表第二「居住資格」（在留活動の制限なし）

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	５年，３年，１年又は６月
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	５年，３年，１年又は６月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民，日系３世，中国残留邦人等	５年，３年，１年，６月又は法務大臣が個々に指定する期間（５年を超えない範囲）

❷ 在留審査

我が国に在留する外国人が，当初与えられた在留期間を超えて引き続き在留することを希望したり，当初の在留目的とは異なる新たな目的のために在留資格の変更を希望する場合等には，入管法に基づいてそれぞれ申請を行い，法務大臣（永住許可以外については法務大臣から委任を受けた地方入国管理局長）から所定の許可を受ける必要がある。具体的には，在留資格の変更許可，在留期間の更新許可，永住許可，在留資格の取得許可，再入国許可及び資格外活動の許可があり，これらの判断を行うのが在留審査である。

(1) 在留資格の変更許可（入管法第 20 条）

我が国に在留する外国人が，在留目的とする活動を変更することを希望する場合には，新たな活動を行う前に在留資格変更許可申請を行い，新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある。

(2) 在留期間の更新許可（入管法第 21 条）

我が国に在留する外国人が，現に有する在留資格の活動を変更することなく，在留期限到来後も引き続き滞在することを希望する場合には，在留期限までに在留期間更新許可申請を行い，在留期間の更新許可を受ける必要がある。

(3) 永住許可（入管法第 22 条）

「永住者」の在留資格は，他の在留資格で我が国に在留する外国人からの「永住者」の在留資格への変更申請及び出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得申請に対し，一定の条件を満たすと認められる場合に許可される（注１及び２）。

(4) 在留資格の取得許可（入管法第 22 条の2）

我が国で出生したり，日本国籍を離脱して外国籍となった人や，在留資格を要しないとされている日米地位協定第１条に規定する米軍人等でその身分を失った外国人が，当該事由が生じた日から60日を超えて引き続き我が国に在留しようとする場合には，当該事由が生じた日から30日以内に，在留資格取得許可申請を行い，在留資格の取得許可を受ける必要がある。

(5) 再入国許可（入管法第 26 条，第 26 条の2）

我が国に在留する外国人が一時的に出国し，再び我が国に入国しようとする場合，事前に再入国許可を受けることによって，改めて査証申請等の手続を受けることなく，現に有する在留資格及び在留期間のまま出入国することができる。

なお，平成24年７月９日から，入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人（以下「中長期在留者」という。）については，有効な旅券及び在留カードを所持し出国後１年以内に再入国する場合に，また，特別永住者については，有効な旅券及び特別永住者証明書を所持し出国後２年以内に再入国する場合に，原則としてあらかじめ再入国の許可を受けることを不要とした。

（注１）　永住許可に際しては，①素行が善良であること，②独立の生計を営むに足りる資産又は技能があることという要件を満たし，かつ，③その者の永住が日本国の利益に合すると認められることが必要である。ただし，日本人，永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には，①及び②に適合することを要しない。

（注２）　平成17年３月31日に「『我が国への貢献』に関するガイドライン」を策定してホームページ上に公表したほか，貢献を認められて永住許可となった事例，不許可となった事例についてもホームページに掲載し，随時更新している。

平成18年３月31日には「永住許可に関するガイドライン」を新設して永住許可に係る一般的要件や，在留年数に係る基準を公表したほか，「『我が国への貢献』に関するガイドライン」についても一部改定した。

(6) 資格外活動の許可（入管法第 19 条第２項）

我が国において行う活動に応じて定められた在留資格を付与されている外国人は，その在留資格に対応する活動以外の活動で「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」（就労活動）を行う場合には，あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要がある。例えば，留学生が行うアルバイトが代表的なものであり，その活動が本来の在留目的である活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可される。

なお，平成24年７月９日から，出入国港において，在留資格「留学」を決定された者（３月の在留期間が決定された者及び再入国許可による入国者を除く。）は，上陸の許可に引き続いて資格外活動許可の申請を行うことが可能となった。

❸ 在留資格取消制度

在留資格取消制度は，法律に定める取消事由（入管法第22条の４第１項各号）に該当する疑いがある場合，意見聴取の手続（入管法第22条の４第２項）等を経た上で，法定の取消事由に該当することが明らかな場合には，現に有する在留資格を取り消すことができる制度である。

在留資格の取消事由は次のとおりである（括弧内は入管法第22条の４第１項の各号）。

① 上陸拒否事由に該当する外国人が，偽りその他不正の手段により，入管法第５条第１項各号のいずれにも該当しないものとして，上陸許可の証印又は許可を受けた場合（第１号）

② 偽りその他不正の手段により，在留資格該当性がないのにそれがあるとして，上陸許可の証印等を受けた場合（第２号）

③ ①，②に該当するもののほか，偽りその他不正の手段により，上陸許可の証印等を受けた場合（第３号）

④ ①から③までに該当する場合以外（申請人による偽りその他不正の手段の行使がないもの）であって不実の記載のある文書（不実の記載のある文書又は図画の提示により，交付を受けた在留資格認定証明書又は査証を含む。）又は図画の提示により，上陸許可の証印等を受けた場合（第４号）

⑤ 偽りその他不正の手段により，在留特別許可を受けた場合（第５号）

⑥ 入管法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者が，正当な理由がなく３か月以上継続して当該在留資格に応じた活動を行うことなく在留している場合（第６号）

⑦ 「日本人の配偶者等」の在留資格をもって在留する者（日本人の子及び特別養子を除く。）又は「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する者（永住者等の子を除く。）が，その配偶者としての活動を継続して６か月以上行っていない場合（ただし，当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）（第７号）

⑧ 上陸の許可又は在留資格の変更許可等により，新たに中長期在留者となった者が，当該許可を受けてから90日以内に，法務大臣に住居地の届出をしない場合（ただし，届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）（第８号）

⑨ 中長期在留者が，法務大臣に届け出た住居地から退去した日から90日以内に，法務大臣に新しい住居地の届出をしない場合（ただし，届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）（第９号）

⑩ 中長期在留者が，法務大臣に虚偽の住居地を届け出た場合（第10号）

第４節　中長期在留者の在留管理制度等

❶　中長期在留者の在留管理制度

平成21年７月15日に公布された入管法等改正法の一部が24年７月９日に施行され，中長期在留者を対象として，法務大臣が在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握する在留管理制度が導入された。同制度には，次の４つのポイントがあり，１つ目は，対象者である中長期在留者に，上陸許可や在留資格の変更許可，在留期間の更新許可等，在留に係る許可に伴って在留カードを交付することとしたこと，２つ目は，在留期間の上限を「３年」から「５年」に伸長したこと，３つ目は，有効な旅券及び在留カード（在留カードとみなされる登録証明書を含む。）を所持する中長期在留者が出国する際，出国後１年以内に再入国する場合は，原則として再入国許可を不要としたこと，そして，４つ目は，同制度の導入により，外国人登録制度を廃止したことである（ただし，中長期在留者が所持する「登録証明書」は一定の期間「在留カード」とみなされる。）。

なお，中長期在留者とは，具体的に以下の①～⑥のいずれにも当てはまらない外国人をいう。

①　「３月」以下の在留期間が決定された人
②　「短期滞在」の在留資格が決定された人
③　「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
④　①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人（「特定活動」の在留資格が決定された，亜東関係協会の本邦の事務所（台北駐日経済文化代表処等）若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族）
⑤　特別永住者
⑥　在留資格を有しない人

（1）在留カード

在留カードは，新規の上陸許可，在留資格の変更許可や在留期間の更新許可など在留に係る許可の結果として我が国に中長期間在留する者（中長期在留者）に対して交付される。

在留カードには，氏名，生年月日，性別，国籍・地域，住居地，在留資格，在留期間，就労の可否など，法務大臣が把握する情報の重要部分が記載される（16歳以上の者については顔写真が表示される。）。また，在留カードには，偽変造防止のためのＩＣチップが搭載されており，カード券面に記載された事項の全部又は一部が記録される。

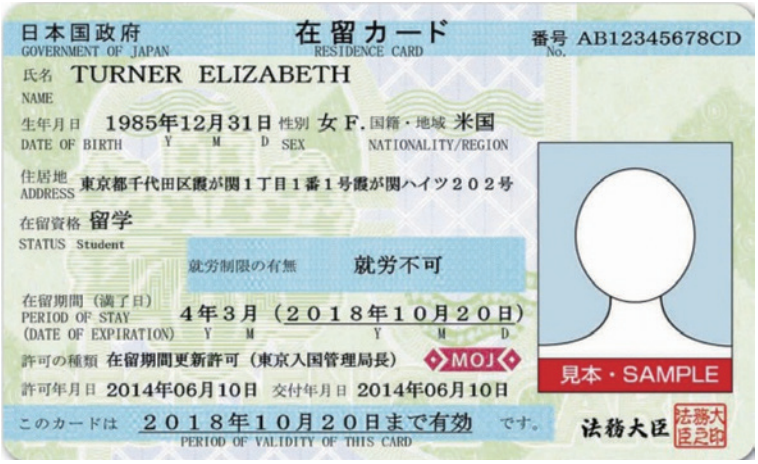

在留カード

（2）在留カードに係る届出・申請（図3）

ア　住居地の届出（注）

（ア）新規上陸後の住居地の届出（入管法第19条の7）

出入国港で新規の上陸許可に伴い交付された在留カード又は「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた旅券（以下「在留カード等」という。）を所持する中長期在留者は，住居地を定めた日から14日以内に，在留カード等を持参の上，住居地の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出る必要がある。

（イ）在留資格変更等に伴う住居地の届出（入管法第19条の8）

これまで中長期在留者ではなかった外国人で，在留資格の変更，在留期間の更新，在留資格の取得等の在留に係る許可を受けて，新たに中長期在留者となった者は，住居地を定めた日（既に住居地を定めている者は，当該許可の日）から14日以内に，在留カードを持参の上，住居地の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出る必要がある。

（ウ）住居地の変更届出（入管法第19条の9）

住居地を変更した中長期在留者は，変更後の住居地に移転した日から14日以内に，在留カード等を持参の上，変更後の住居地の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出る必要がある。

イ　住居地以外の記載事項の変更届出（入管法第19条の10）

中長期在留者は，氏名，生年月日，性別又は国籍・地域に変更が生じたときは，変更が生じた日から14日以内に，地方入国管理局で，法務大臣に対し，変更の届出を行う必要がある。

ウ　在留カードの有効期間の更新申請（入管法第19条の11）

永住者又は在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日とされている中長期在留者は，更新期間内に地方入国管理局で，法務大臣に対し，在留カードの有効期間更新申請を行う必要がある。

ただし，長期の病気療養や海外への長期出張等のやむを得ない理由により，更新期間内に在留カードの有効期間更新申請をすることが困難な場合には，更新期間前においても，在留カードの有効期間更新申請をすることができる。

エ　紛失等による在留カードの再交付申請（入管法第19条の12）

紛失，盗難，滅失その他の事由により在留カードの所持を失ったときは，その事実を知った日（本邦から出国している間にその事実を知った場合は，その後最初に入国した日）から14日以内に，地方入国管理局で，法務大臣に対し，在留カードの再交付申請を行う必要がある。

（注）　中長期在留者は，住民基本台帳法に定める外国人住民であり，「住居地の届出」に加えて，同法に基づく転入届等をする義務があるが，在留カードを提出して，当該転入届等をしたときは，「住居地の届出」をしたものとみなされるので，改めて「住居地の届出」をする必要はない。

オ　汚損等による在留カードの再交付申請（入管法第 19 条の 13）

所持する在留カードが著しく毀損し，若しくは汚損し，又は在留カードのＩＣチップの記録が毀損した場合には，地方入国管理局で，法務大臣に対し，在留カードの再交付申請をすることができる。

所持する在留カードが著しく毀損し，若しくは汚損し，又は在留カードのＩＣチップの記録が毀損していることにより，地方入国管理局長から在留カードの再交付申請命令を受けたときは，当該命令を受けた日から14日以内に，地方入国管理局で，法務大臣に対し，在留カードの再交付申請を行う必要がある。

また，在留カードの交換を希望する場合には，在留カードが毀損等した場合でなくても再交付申請をすることができる。この手続により在留カードの交付を受けるときは，1,300円の手数料が必要となる。

（3）所属機関・配偶者に関する届出（図3）

ア　中長期在留者からの所属機関等に関する届出（注1）

（ア）活動機関に関する届出（入管法第 19 条の 16 第1号）

「教授」，「投資・経営」，「法律・会計業務」，「医療」，「教育」，「企業内転勤」，「技能実習」，「留学」又は「研修」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者は，活動機関の名称・所在地に変更が生じた場合，活動機関が消滅した場合又は活動機関からの離脱・移籍があった場合には，14日以内に，当該事由等を法務大臣に対して届け出る必要がある。

（イ）契約機関に関する届出（入管法第 19 条の 16 第2号）

「研究」，「技術」，「人文知識・国際業務」，「興行（本邦の公私の機関との契約に基づいて活動に従事する場合に限る。）」又は「技能」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者は，契約機関の名称・所在地に変更が生じた場合，契約機関が消滅した場合，契約機関との契約の終了又は新たな契約の締結があった場合には，14日以内に，当該事由等を法務大臣に対して届け出る必要がある。

（ウ）配偶者に関する届出（入管法第 19 条の 16 第3号）

「家族滞在」，「特定活動（ハ）」（注２），「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者のうち，配偶者としての身分を有する者は，その配偶者と離婚又は死別した場合には，14日以内に，当該事由等を法務大臣に対して届け出る必要がある。

イ　所属機関による中長期在留者に関する届出（注1）（入管法第 19 条の 17）

「教授」，「投資・経営」，「法律・会計業務」，「医療」，「研究」，「教育」，「技術」，「人文知識・国際業務」，「企業内転勤」，「興行」，「技能」又は「留学」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関（雇用対策法第28条第１項の規定により，厚生労働大臣への届出をしなければならない事業主を

（注１）　中長期在留者からの所属機関等に関する届出及び所属機関による中長期在留者に関する届出は，地方入国管理局への書面提出，東京入国管理局在留管理情報部門への郵送又は「入国管理局電子届出システム」を利用したインターネットによる届出のいずれかの方法がある。

（注２）　特定活動（ハ）については，配偶者としての身分が在留資格の基礎となっている場合が届出の対象となる。

除く。）は，当該中長期在留者の受け入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項を法務大臣に対して届け出るよう努めなければならない。

図３　中長期在留者の在留管理制度における手続の流れ

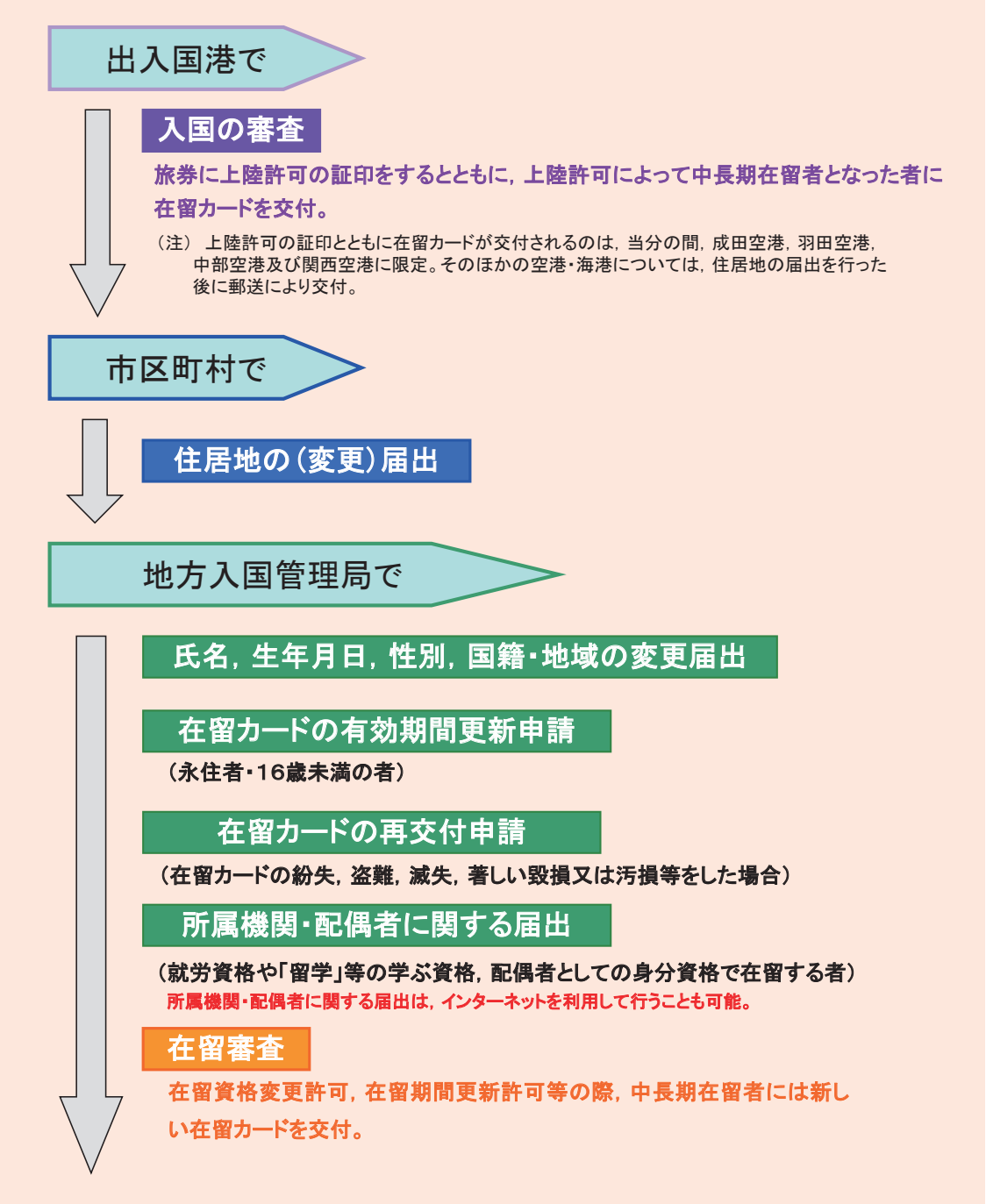

❷ 特別永住者に係る措置

（1）特別永住者制度の見直し

中長期在留者の在留管理制度の導入と併せて，特別永住者の制度についても，旧制度を実質的に維持しつつ，利便性向上の観点から，次のとおり見直しを行い，平成24年７月９日に施行された。

ア　法務大臣は，特別永住者という法的地位の証明書として特別永住者証明書を交付することとした。

イ　特別永住者について，再入国許可の有効期間を伸張し，また，有効な旅券及び特別永住者証明書（特別永住者証明書とみなされる登録証明書を含む。）を所持する特別永住者が出国後２年以内に再入国する場合には，再入国許可を原則として不要とした（「みなし再入国許可制度」の導入）。

（2）特別永住者証明書

特別永住者証明書の記載事項については，これを必要最小限にするとの観点から，登録証明書の記載事項と比べて大幅に削減するとともに，記載事項の変更や再交付等の手続は，従来どおり，市区町村の窓口で行うこととされている。

特別永住者証明書

（3）登録証明書から特別永住者証明書への切替申請に係る広報

平成24年７月９日以降，特別永住者が所持する登録証明書は，一定期間，特別永住者証明書とみなされるところ，その期間の末日までには，登録証明書から特別永住者証明書へ切り替えるための申請（以下「切替申請」という。）又は有効期間の更新申請を行う必要がある。

入国管理局では，多くの特別永住者の申請の期限となる平成27年７月８日に向け，入国管理局ホームページのほか，ラジオＣＭやモバイル端末向けウェブサイト等で切替申請に関する広報を行っている。

コラム　外国人住民に係る住民基本台帳制度

平成24年7月9日，外登法が廃止され，同時に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）が施行された。これにより，外国人住民についても住基法が適用され，日本人と同様に，住所地の市区町村において住民票が作成されることとなった。

改正された住基法では，例えば，従前別々の制度（外登法と住基法）で把握されていた複数国籍世帯（外国人夫と日本人妻など）について，改正後は，世帯全員が記載された住民票の写しの発行等が可能となった。

外国人住民に係る住民基本台帳制度のポイントは次のとおりである。

（１）住民票の作成対象となる外国人

次の①～④のいずれかに該当する者であって，市区町村の区域内に住所を有する外国人について住民票が作成される。

①　中長期在留者

②　特別永住者

③　一時庇護許可者又は仮滞在許可者

④　出生による経過滞在者（注１）又は国籍喪失による経過滞在者（注２）

（２）外国人住民に係る住民票の記載事項

外国人住民に係る住民票には，日本人と同様に，氏名，住所等の基本事項に加え，国民健康保険や国民年金等の被保険者に関する事項が記載されるほか，国籍・地域，在留資格，在留期間等外国人住民特有の事項も記載される。

（３）住基法に基づく届出

外国人住民が住所を移転した場合には，日本人と同様に，住基法に基づく転出届・転入届を行うこととなる。

なお，入管法又は入管特例法の規定により，中長期在留者又は特別永住者は，住居地について法務大臣に届け出なければならないとされているが，市区町村長に対し，在留カード又は特別永住者証明書を提出して，住基法に基づく転入届等の手続をしたときは，当該届出をしたものとみなされるので，改めて住居地の届出をする必要はない。

（４）法務大臣からの通知

外国人住民が地方入国管理局において氏名等の変更を届け出たり，在留資格の変更，在留期間の更新等の許可を受けた場合には，住民票の記載事項も修正等する必要があることから，法務大臣は当該外国人住民の住所地の市区町村長に変更事項を通知し，市区町村長は当該通知に基づいて住民票の記載の修正等を行うこととなる。これにより，従来に比べ外国人住民の届出負担が軽減されるとともに，住民基本台帳の記録の正確性の確保が図られている。

（注１）　「出生による経過滞在者」とは，日本国内において出生した日本国籍を有しない者のうち入管法第22条の２第１項の規定により在留することができるものをいう。

（注２）　「国籍喪失による経過滞在者」とは，日本国内において日本国籍を失った者のうち入管法第22条の２第１項の規定により在留することができるものをいう。

コラム　電算システムを利用した利便性向上の取組

１　入国管理局電子届出システム

中長期在留者が行う「所属機関等に関する届出」及び中長期在留者を受け入れている所属機関が行う「所属機関による届出」については，書面及び郵送に加え，平成25年６月24日からインターネットを利用して届出をすることができる「入国管理局電子届出システム」の運用を開始している。同電子届出システムにおいては，中長期在留者や所属機関の職員等が，それぞれのインターネット環境から当該電子届出システムへアクセスし，必要項目を入力することで届出が可能となる。また，インターネットを経由して外部の一般の利用者と接続する業務システムであることから，利用者の利便性を考慮し，システムの画面表示は多言語対応（日本語，英語，中国語（簡体字・繁体字），韓国語，スペイン語，ポルトガル語及びタガログ語）となっている。

（１）入国管理局電子届出システム利用のメリット

このシステムを利用すれば，①窓口に出向くことなく自宅やオフィスなどからインターネットを介して届出や届出状況の確認を行うことができる，②システムの利用料はかからない，③24時間365日利用できる，④記載漏れが自動でチェックされる，⑤所属機関による届出では専用のエクセルファイルを利用することで一括届出を行うことができる。

（２）入国管理局電子届出システムの利用のための登録

入国管理局電子届出システムを利用するためには，利用者情報登録を行う必要があり，中長期在留者は，自身のインターネット環境において，直接電子届出システムから身分事項等を入力して登録を行うことにより，同システムにログインするための認証ＩＤ及びパスワードを取得することができる。また，所属機関の職員等は，所属機関の所在地を管轄する地方入国管理局等の窓口に利用者情報登録の届出を行って登録することにより，後日，同システムにログインするための認証ＩＤ及びパスワードを取得することができる。

なお，利用者情報登録をしている所属機関の職員等は，同じく利用者情報登録をしている中長期在留者からの依頼に基づき，入管法第19条の16に規定する届出のうち，所属機関の名称変更又は所在地変更に関する届出を，本人に代わって電子届出システムにより届け出ることができる。入国管理局電子届出システムについては、入国管理局ホームページ上に公開している（http://www.ens-immi.moj.go.jp/NA01/NAA01SAction.do）。

２　入国管理局正字検索システム

在留カード及び特別永住者証明書（以下「在留カード等」という。）に記載される氏名は，原則としてアルファベットで表記することとされているが，特例として本人からの申出等一定の場合に，ローマ字表記に併せて，又はローマ字表記に代えて漢字での表記が認められる。

在留カード等に表記される漢字氏名の表記については，「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」（平成23年法務省告示第582号）により正字（注）の範囲の文字と定められており，簡体字等（中国簡体字，台湾繁体字等であって，字形が正字と一致しないものをいう。）については，正字の範囲の文字に置き換えて記載される。このため，同一人であっても，従前の登録証明書に表記されていた漢字氏名と，在留カード等に表記された漢字氏名が異なっていた場合，金融機関等での本人確認に疑念が生じるといった事態が発生することが懸念された。

そのため，入国管理局では，平成25年７月１日から簡体字等の文字コード等を基に在留カード等に表記される漢字氏名を簡易に検索できるようにするため，「入国管理局正字検索システム」を導入し，入国管理局ホームページ上に公開している（http://lapse-immi.moj.go.jp:50122/）。

（注）　工業標準化法（昭和24年法律第185号）X0221の日本文字部分レパートリ（日本国内でよく使われる文字を指定した部分集合）及び法務省告示別表第一の漢字のこと。

第５節　外国人の退去強制手続（図4）

出入国管理行政においては，外国人の円滑な受入れを推進する一方，我が国にとって好ましくない外国人については，国外に排除し，日本社会の安全を守り秩序を維持する必要がある。

退去強制は，我が国にとって好ましくない外国人を，その意に反しても国外に退去させるという強力な行政作用であり，国際慣習法上，国家の自由裁量に属するものであるところ，我が国においては，入管法に退去強制事由及び退去強制手続が規定されており，これに基づき実施している。

退去強制手続は，入国警備官による違反調査に始まり，入国審査官の違反審査，特別審理官の口頭審理及び異議の申出に対する法務大臣の裁決の三審制の仕組みを採っており，退去強制手続を執られている外国人が，自らの容疑事実を争い，あるいは在留を希望する場合などに十分に主張できるようにし，慎重な判断がなされるようになっている。

図４　退去強制手続及び出国命令手続の流れ

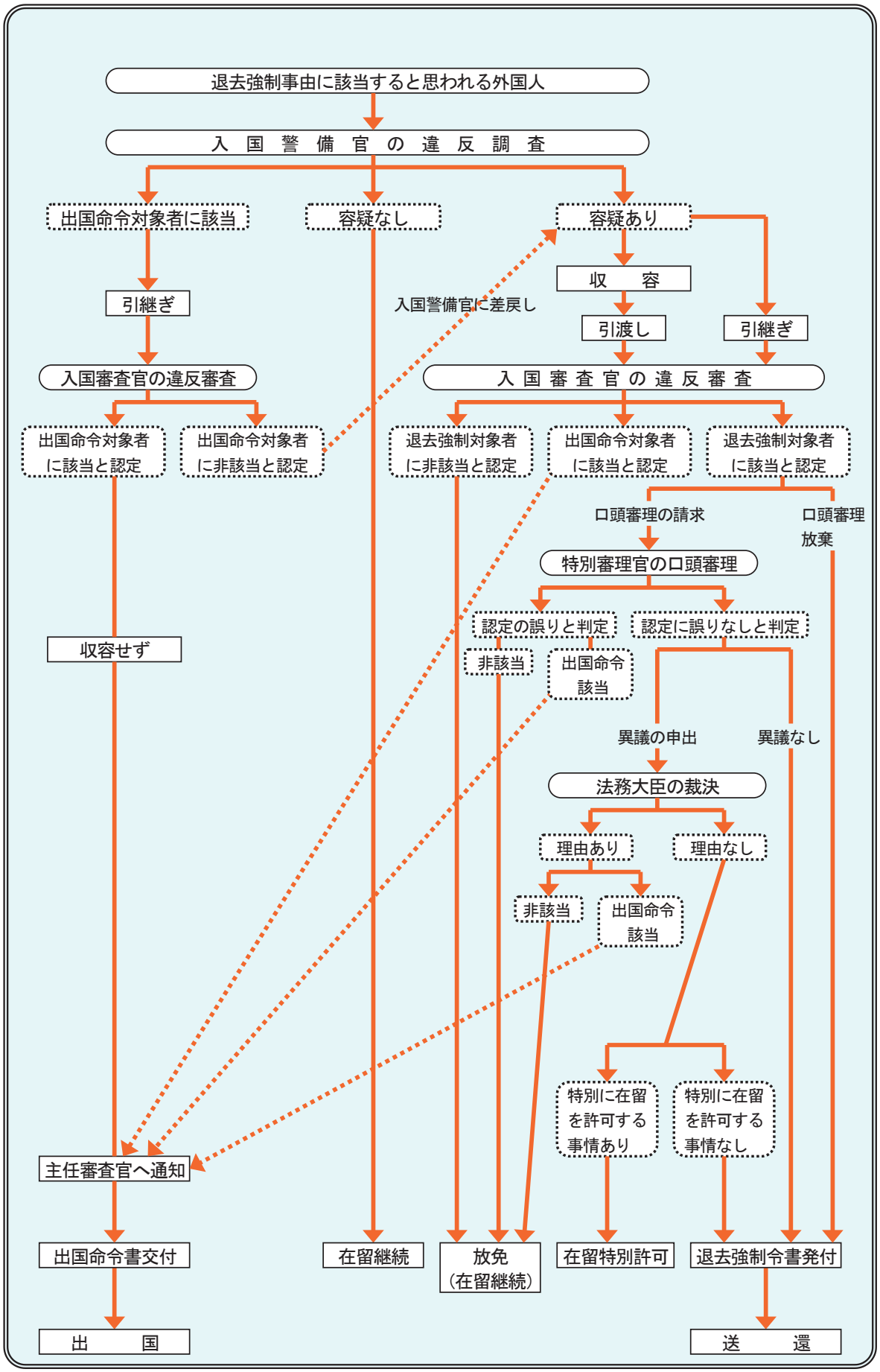

❶　入国警備官の違反調査

違反調査は，退去強制手続の第一段階であり，入国警備官は，退去強制事由（入管法第24条）に該当すると思われる外国人（以下「容疑者」という。）があるときは，調査（違反調査）を行うことができ（入管法第27条），その結果，同事由に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは，主任審査官（注）が発付する収容令書により容疑者を収容した後，入国審査官に引き渡すこととなる（入管法第39条，第44条）。

❷　入国審査官の違反審査・特別審理官の口頭審理

入国警備官から容疑者の身柄とともに事件の引渡しを受けた入国審査官は，当該容疑者が退去強制対象者に該当するかどうかの審査（違反審査）を行う（入管法第45条第１項）。入国審査官が退去強制対象者に該当すると認定した場合において，その認定に不服がある容疑者は，特別審理官による口頭審理を請求することができ（入管法第48条第１項），更に特別審理官の判定に不服がある容疑者は，法務大臣に対して異議の申出をすることができる（入管法第49条第１項）。

❸　法務大臣の裁決

法務大臣は，容疑者からの異議の申出を受理したときは，異議の申出に理由があるかどうかを裁決する（入管法第49条第３項）。

❹　在留の許否

（1）在留が許可されない場合（退去強制）

違反審査から法務大臣の裁決までの手続（違反審判）が行われた結果，次の場合，主任審査官により退去強制令書が発付される。

○　入国審査官による違反審査が行われた結果，入国審査官から退去強制対象者に該当すると認定され，当該外国人がこの認定に服したとき（入管法第45条第１項，第47条第５項）

○　退去強制対象者に該当すると認定された外国人が，認定を不服として特別審理官に口頭審理を請求し，口頭審理の結果，認定に誤りがないと判定され，当該外国人がこの判定に服したとき（入管法第48条第１項，第９項）

○　口頭審理の結果に不服がある外国人が，法務大臣に対して異議の申出を行い，その結果，異議の申出に「理由なし」と裁決され，かつ，特別に在留を許可する事情がないとき（入管法第49条第１項，第６項）

なお，違反審判手続において，退去強制事由に該当しないとされた場合には直ちに放免され，退去強制事由には該当するが出国命令（本節５参照）の対象者であると判断された場合には，出国命令を受けた後直ちに放免される。

（注）　入国審査官のうち，収容令書又は退去強制令書の発付，仮放免及びその取消し等の権限があり，法務大臣が上級の入国審査官から指定するものをいう。

（2）法務大臣の裁決の特例（在留特別許可）

法務大臣は，異議の申出に対する裁決に当たり「理由がない」と認める場合でも，当該外国人が永住許可を受けているとき，かつて日本人であったことがあるとき，人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき又はその他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるときは，当該外国人の在留を特別に許可することができる（入管法第50条第１項，いわゆる「在留特別許可」。）。

❺　出国命令制度

出国命令制度は，入管法違反者のうち，一定の要件を満たす不法残留者について，身柄を収容しないまま簡易な手続により出国させる制度で，出国命令を受けて出国した外国人の上陸拒否期間は１年間とされている。

出国命令の対象者は，不法残留者であることが前提であり，加えて以下の全ての要件を満たしていることが必要である。

ア　自ら入国管理官署に出頭したものであること
イ　不法残留以外の退去強制事由に該当しないこと
ウ　窃盗罪等の一定の罪により懲役又は禁錮に処せられたものではないこと
エ　過去に退去強制されたこと又は出国命令を受けて出国したことがないこと
オ　速やかに本邦から出国することが確実と見込まれること

第６節　難民の認定

❶　難民条約等への加入

我が国は，昭和56年10月３日に難民条約に，次いで57年１月１日に難民議定書に加入し，難民認定手続に係る必要な体制を整えてきた。

難民条約と難民議定書は，難民の定義を定めるとともに，難民に対して締約国が付与すべき諸権利・保護を定めている。

❷　難民認定手続

（1）難民の定義

我が国の難民認定手続において，「難民」とは，難民条約第１条又は難民議定書第１条の規定により難民条約の適用を受ける難民を意味する（入管法第２条第３号の２）。一般的には，人種，宗教，国籍，特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって，その国籍国の保護を受けることができないか又はそれを望まない者とされている。

（2）仮滞在許可

不法滞在者等の在留資格未取得外国人から難民認定申請があったときは，その者の法的地位の安定を図るため，一定の要件を満たす場合には仮滞在を許可することとし（入管法第61条の２の４第１項），その間は退去強制手続が停止される（入管法第61条の２の６第２項）。

仮滞在期間は原則として６月であり（入管法施行規則第56条の２第２項），仮滞在の期間が満了するまでに更新の申請をすれば，同期間は更新される（入管法第61条の２の４第４項）が，仮滞在許可には，住居や行動範囲の制限，就労の禁止など，種々の条件が付される（入管法第61条の２の４第３項，入管法施行規則第56条の２第３項）。

なお，仮滞在を許可されなかった在留資格未取得外国人については，難民認定手続と退去強制手続を並行して行うが，難民認定申請中は送還が停止される（入管法第61条の２の６第３項）。

（3）事実の調査

難民であることを立証する責任は申請者にあるとされている（入管法第61条の２第１項）が，難民認定申請者は一般に，我が国においてその立証をすることが困難な場合が多いことを考慮しなければならない。そこで，申請者の提出した資料のみでは適正な難民の認定ができないおそれがある場合には，難民調査官が事実の調査をすることになっている（入管法第61条の２の14）。

(4) 法務大臣による難民の認定と認定の効果

法務大臣は，難民の認定をしたときは，その外国人に対し難民認定証明書を交付し，認定をしないときは，当該外国人に対し，理由を付した書面をもって，その旨を通知する（入管法第61条の２第２項）。

難民として認定された外国人が在留資格未取得外国人であるときは，本邦に上陸後６か月以内に難民認定申請をしたことなど一定の要件に適合する場合には，一律に「定住者」の在留資格が付与される（入管法第61条の２の２第１項）。当該外国人がこれらの要件を満たさない場合であっても，在留を特別に許可すべき事情があると認められる場合には，法務大臣は，在留を特別に許可することができる（入管法第61条の２の２第２項）。

難民と認定された外国人は，入管法上の効果として，難民旅行証明書の交付を受けることができ（入管法第61条の２の12），永住許可要件の一部が緩和される（入管法第61条の２の11）。

❸ 異議の申立て

難民と認定されなかった者又は難民の認定を取り消された者は，その処分に不服があれば，法務大臣に対し異議申立てをすることができる（入管法第61条の２の９第１項）。法務大臣が異議申立ての決定を行うに当たっては，法律や国際情勢等についての学識経験を有する者から選任された難民審査参与員の意見を聴かなければならないこととされている（入管法第61条の２の９第３項）。

図５　難民認定申請の形態と手続

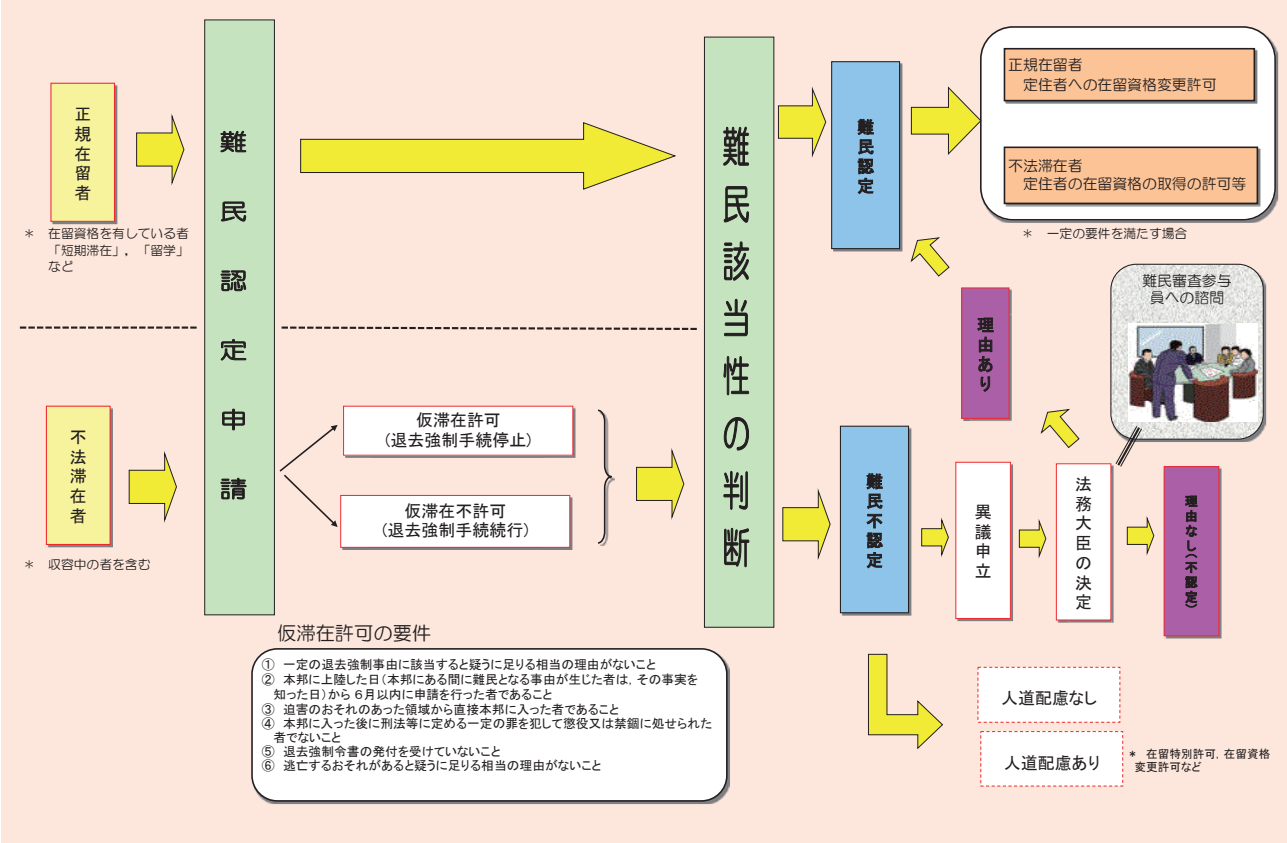

❹　一時庇護のための上陸の許可

外国人の特例上陸許可の１つとして規定されている一時庇護のための上陸の許可（入管法第18条の２）は，船舶等に乗っている外国人が難民条約に規定する理由その他これに準ずる理由により，生命，身体，又は身体の自由を害されるおそれのあった領域から逃れてきた者で，かつ，その外国人を一時的に上陸させるのが相当であると思料するときに，入国審査官が許可するものである。上陸期間は，６月を超えない範囲内で定める（入管法第18条の２第４項，入管法施行規則第18条第５項）。

第７節　出入国管理基本計画（図6）

我が国に入国する外国人の大幅な増加とその活動の多様化が進んでいる中で，外国人の入国・在留が今まで以上に国民生活や経済に大きな影響を及ぼしつつあることから，外国人の入国・在留状況や我が国の国民生活，経済等との関係について総合的に分析し，また，関係行政との調和を図りつつ，外国人の入国・在留の管理に係る指針や施策の基本となるべき考え方等を定めることが必要である。

このため，入管法において，広く国内各界の意見等も十分に踏まえつつ，関係行政機関の長と協議の上，法務大臣が外国人の入国・在留に関する施策の基本となるべき出入国管理基本計画を策定・公表しており，平成４年に初めての出入国管理基本計画が策定され，以後，12年に第２次，17年に第３次，22年に第４次の出入国管理基本計画が策定されている。

今後の出入国管理行政の方針

○ 本格的な人口減少時代が到来する中，我が国の社会が活力を維持しつつ，持続的に発展するとともに，アジア地域の活力を取り込んでいくとの観点から，積極的な外国人の受入れ施策を推進していく

○ 我が国社会の秩序を維持し，治安や国民の安全等を守るため，テロリストや犯罪者の入国を確実に水際で阻止し，また，依然として相当数存在する不法滞在者や今後増加が懸念される偽装滞在者対策等を強力に推進するとともに，法違反者の状況に配慮した適正な取扱いを行っていく

○ 我が国における在留外国人の増加，活動内容の多様化等に対応し，在留外国人の居住・在留状況等を正確に把握等するために導入される新たな在留管理制度を適切に運用し，情報を活用した適正な在留管理を行っていくとともに,地方公共団体における円滑な行政サービスの実施に必要な情報の提供を行うなど,外国人の利便性の向上に努めていく

○ 国際社会の一員として，難民の適正かつ迅速な庇護を推進していく

具体的施策

我が国社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

1　経済成長に寄与するなど社会のニーズにこたえる人材の受入れ

○ 高度人材の積極的な受入れのためのポイント制を活用した優遇制度の導入
○ 企業における人材活用の多様化に対応する，企業で雇用される外国人に係る在留資格の見直し
○ 資格等によって専門性，技術性が担保されている外国人の受入れの推進
○ 企業で雇用される外国人の在留資格審査に係る提出書類の簡素化及び審査の迅速化の一層の徹底
○ 歯科医師，看護師等の有資格者に対する就労年数制限の見直し
○ EPAで受け入れた介護福祉士の就労状況等も踏まえ，我が国の大学等を卒業し，介護福祉士等の国家資格を取得した者の受入れの可否について検討

2　日系人の受入れ

○ 地域社会の中で自立・安定した社会生活が営まれる観点から，日系人に係る入国等の要件の見直しの検討
○ 日系人子女の健全な育成等のための在留期間更新等の審査における就学状況の確認

3　国際交流の一層の推進

○ 観光立国実現に向けた取組の推進
○ ワーキングホリデー制度等を通じた青少年交流の拡大
○ ビジネス関係者等の交流の一層の活発化に向けた円滑な出入国手続の検討

4　留学生の適正な受入れの推進

○ 「留学生30万人計画」の達成に向けた適正・円滑な入国・在留審査の実施
○ 我が国企業への就職を希望する留学生の在留資格変更手続の円滑化の推進

5　研修・技能実習制度の適正化への取組

○ 労働基準監督署等との連携を密にし，技能実習生の保護を徹底
○ 積極的な実態調査等に基づく監理団体，実習実施機関の適正化
○ 送出し機関の適正化に向けた審査の強化，送出し国への働きかけの強化

6　外国人の受入れについての国民的議論の活性化

○ 人口減少時代における外国人の受入れの在り方について，国民的議論を活性化し，国全体として方策を検討していく中で，その検討に積極的に参画

安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進

1　厳格な出入国審査等の水際対策の実施

○ 個人識別情報を活用した上陸審査の推進
○ 国内外の関係機関との連携による情報を活用した水際対策の強化
○ 港湾におけるパトロールなど，船舶等を使った不法入国者への対策の強化

2　国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策の推進

○ 不法滞在者・偽装滞在者に係る情報の収集・分析体制の整備等
○ 不法滞在者の稼働先の分散化等に対応した積極的な摘発等の実施
○ 偽装滞在者に対する在留資格の取消し等の実施，警察等捜査機関との連携の強化
○ 迅速な送還に向けた取組の実施

3　被収容者処遇の一層の適正化に向けた取組

○ 入国者収容所等視察委員会の活動等を通じた処遇の透明化・適正化

4　在留特別許可の適正な運用

○ 在留特別許可の透明性の向上に向けた取組の推進
○ 在留特別許可の適正な運用を通じ，許可の対象となり得る者の法的地位の早期安定化

新たな在留管理制度の円滑な導入と同制度に基づく出入国管理行政の展開

1　情報を活用した適正な在留管理の実現

○ 在留状況の迅速かつ的確な分析による適正な在留管理の実現

2　外国人との共生社会の実現に向けた取組

○ 市区町村等への適切な情報提供等を通じた市区町村が実施する在留外国人への各種行政サービスの向上
○ 在留外国人の負担軽減の観点からの在留諸申請手続の簡素化等の推進

難民の適正かつ迅速な庇護の推進

1　適正かつ迅速な難民認定のための取組

○ 難民等の法的地位の早期安定化及び難民認定制度の公正性・中立性の確保

2　第三国定住による難民の受入れ

○ パイロットケースの円滑な実施とともに，今後の受入れの在り方の検討

その他

○出入国管理体制の整備　○国際協力の更なる推進　○人身取引被害者等への配慮
○外国人登録制度の適切な運用及び新制度への円滑な移行

「活力ある豊かな社会」，「安全・安心な社会」，「外国人との共生社会」の実現

図６　第４次出入国管理基本計画の概要